

令和3年第1回玄海町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日（金）午後3時00分から午後3時47分
2. 開催場所 玄海町役場 第3・4会議室
3. 出席農業委員
1番：寺田 徹、2番：岩下 孝嗣、3番：吉田 豊、5番：中山 敬子
6番：青木 夏男、7番：立松 廣志、8番：世戸 富士夫
4. 出席農地利用最適化推進委員
越路 磯樹、中山 勝実、宮崎 恒、松尾 正秀、山口 泉
5. 欠席委員
井口 照英
6. 議事日程
 - 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 会長の諸報告
 - 4 議案第1号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 5 議案第2号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 6 議案第3号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 7 議案第4号 農地法第4条の許可申請について
 - 8 諮問第1号 玄海町農用地利用集積計画（案）について
7. 農業委員会事務局職員
事務局長：山口 善正 係長：山口 清二 主事：渡辺 健太

	(午後 3 時 00 分開会)
会長	本日の出席 農業委員 7 名であります。 そして、推進委員は 5 名出席していただいております。
会長	これより令和 3 年第 1 回玄海町農業委員会総会を開会いたします。
会長	本日の議事日程については、お手元の日程表により進行いたします。 日程 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定に基づき、会長において、1 番 寺田委員、2 番 岩下委員を指名します。
会長	日程 2 「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定されました。
会長	日程 3 会長の諸報告
会長	日程 4 議案第 1 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 1 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(6 番 青木委員報告)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)

会長	ご異議なしと認めます。議案第 1 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 5 議案第 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3 番 吉田委員報告)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 6 議案第 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。

委員	(3 区 山口委員報告)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」を 原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 7 議案第 4 号「農地法第 4 条の許可申請について」を議題とします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 4 号「農地法第 4 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたが、越路委員は、農業委員会等に関する 法律第 3 1 条の規定により、議事参与制限である自己により議事に参与する ことができませんので、越路委員の退席を求めます。暫時休憩します。 (越路委員退席)
会長	休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 4 号「農地法第 4 条の許可申請について」を 原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。 越路委員の復席を求めます。暫時休憩します。
	(越路委員復席)
会長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程 8 諮問第 1 号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	諮問第 1 号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第 1 号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。
会長	これを以て、令和 3 年第 1 回玄海町農業委員会総会の議案をすべて終了しましたので、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議ございませんので、令和 3 年第 1 回玄海町農業委員会総会を閉会いたします。
	(15:47 閉会)